

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、
ファミリー・サポート・センター事業の
無償化対象分の請求書 記入例
(令和8年10月以降分)

請求日 ○○年 ×月 ×日

領収証・提供証明書の発行年月日
以降の日付としてください

【○○年 4月～○○年 6月分請求用】

私は、子ども・子育て
の通り請求しますの
な、施設等利用費
1. 申請者と認定
2. 実際に利用し
3. 利用料の支払
4. 課税状況を春日部市

請求者は、「子育てのための施設等利
用給付認定通知書」に記載されてい
る「保護者」です

に基づき、施設
込んでください。
春日部市が住民基
ること。
と。

請求手続きは3か月毎に
なります

- ・7月請求：4～6月分
- ・10月請求：7～9月分
- ・1月請求：10～12月分
- ・4月請求：1～3月分

押印が必要です

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

ふりがな	かすかべ たろう	生年月日	○年 ○月 ○日
氏 名	春日部 太郎	現住所	〒344-0000 春日部市中央○○丁目○○番地 ×××-××××-××××
	認定 子ども の 続柄		

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	ふりがな	かすかべ ふじこ
生年月日	○年 ○月 ○日	氏 名	春日部 藤子
請求期間の住所			
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年	月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園、認可外保育施設について記入

ふりがな	おおだこほいくしつ	所在地	〒
施設名称	大風保育室	（市外の場合のみ記入）	電話：

春日部市内の施設・事業の
所在地は記入不要です

4. 償還払いの振込先を記入してください（※1）

☐ 前回請求と同じ口座への振り込みを希望する場合は□にチェックし、口座情報の記入は不要

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
○○ 銀行・信用金庫 ○○ 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)
		カスカベ タロウ

※1 請求者と口座名義人は同一としてください。別名義の口座へ振込を希望する場合は、下記【委任状】に記入・押印してください。

【委任状】

「1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）」の口座としてください。

振込先口座は、「1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）」の口座としてください。

別名義の口座を希望する場合は、【委任状】に記入・押印が必要です

児童 _____ の施設等利用費の本請求における受領について、

口座名義人 _____ に委任します。

年 月 日 施設等利用給付認定保護者 _____ 印

<裏面も記入してください>

5. 「3. 在籍する幼稚園・認定こども園、認可外保育施設」以外に施設等利用費の償還払いを受けることができる場合は記入（※2）

①	ふりがな	びょうじほいくしせつかすかべ	所在地	〒
	施設・事業名	病児保育室かすかべ		
②	ふりがな		所在地	〒
	施設・事業名			

春日部市内の施設・事業の所在地は記入不要です

※2 幼稚園・認定こども園を利用している場合は、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ認可外保育施設等の併用ができます。

月途中で認定期間が開始・終了する場合
春日部市外の市区町村へ転出入する場合

➡ 月額上限額（d）が変わります

① 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市区町村から転入した場合の限度額

第2号認定：40,300円
第3号認定：45,700円 } × 認定開始日から月末までの日数 ÷ その月の日数

② 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市区町村へ転出した場合の限度額

第2号認定：40,300円
第3号認定：45,700円 } × 該当月初日から認定終了日までの日数 ÷ その月の日数

※6 月額上限額は、法第30条の4の認定期間中に限り、月額450円を超えないこととする。ただし、令和8年9月までの利用分における月額上限額は450円がこれを超える場合は、それぞれ

請求額に誤りがあると、施設等利用費の支払いができません。修正をする際は、訂正印の押印が必要です。誤りがある場合は、市から連絡をすることがありますので、ご了承ください。

【認可外保育施設等を利用して】
7. 認可外保育施設・一時預かり施設等を利用した場合、施設等利用費を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (a) ※7 ※8	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※7	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※9	請求額 (cとdを比較して小さい方)
〇〇年 4月	50,000 円		50,000 円	40,300 円	40,300 円
〇〇年 5月	40,000 円		40,000 円	40,300 円	40,000 円
〇〇年 6月	30,000 円	2,000 円	32,000 円	40,300 円	32,000 円

※7 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書すべて添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※8 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

※9 令和8年10月以降の利用分における月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。それ以前（令和8年9月まで）の利用分においては、第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。